

令和7年9月17日
税理士澤田悟吏事務所
代表者 税理士 澤田 悟吏

カスタマーハラスメント対策に関する外部人材活用について

各位

日頃より当事務所の業務運営にご尽力いただき誠にありがとうございます。
このたび、当事務所では近年深刻化するカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）への組織的な対応強化の一環として、令和7年9月17日付で、相談体制の整備と外部相談対応者の導入を正式に実施いたしました。

主な対応内容は以下のとおりです：

【1】社内外の相談窓口の設置

- ・社内相談窓口 担当：税理士 澤田 悟吏
（電話：080-3749-0400、メール：stcptax@outlook.com）
- ・社外相談窓口（外部専門家）：
 - 社会保険労務士法人ミライズ 特定社会保険労務士 竹内 浩
（電話：03-6907-3897、メール：takeuchi@sr-miraiz.jp）

【2】外部人材活用の目的と範囲

- ・カスハラの未然防止および重大事案の初期対応を強化するため、対応指導、事案検証と対策などを行う。
- ・本件に関して、外部専門対応者（警察OB、弁護士）との連携を希望する職員は、ご連絡ください。

【3】相談方法

- ・対面、電話、メール、オンラインにて対応可能。相談者の意向を最大限尊重します。

※相談者のプライバシー保護、不利益な取扱いの禁止、メンタルヘルスへの配慮を厳守いたします。

本通知に関するご不明点は、担当：税理士 澤田 悟吏までご連絡ください。